

ヒポクラテス賞・学術奨励賞の支給金に関する規定

(目的)

第 1 条 この内規は東京医科大学医学部医学科同窓会ヒポクラテス賞および学術奨励賞の支給金額を確定するためのものである。

(支給方法の変更)

第 2 条 令和 5 年度までは、応募人数やヒポクラテス基金の利息等に応じて、毎年支給金額が変動していたが、令和 6 年度の授賞者より下記のように定める。

(支給金額)

第 3 条 支給金額は以下の通りとする。

- ・ヒポクラテス賞 50 万円、5 名以内
- ・学術奨励賞・若手研究者部門 30 万円、5 名以内
- ・学術奨励賞・医学生部門(筆頭者に限る) 5 万円、20 名以内

(規定の改正)

第4条 この規定の改正は理事会において行う。

(附則) この規定は令和6年10月1日より施行する。

2 令和8年7月26日改正